

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入	確
	※	※

租税特別措置法施行令 第40条の8 第34項（旧第33項）の規定による経営（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. .	株(口)円	円

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 「期限の到来した事由」中
 - イ 「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第70条の7第5項又は同法第70条の7の2第4項(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第6項第2号又は同法第70条の7の2第5項第2号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第6項第3号又は同法第70条の7の2第5項第3号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第6項第4号又は同法第70条の7の2第5項第4号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ホ 「会社分割」とは、同法第70条の7第6項第5号又は同法第70条の7の2第5項第5号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
 - ヘ 「組織変更」とは、同法第70条の7第6項第6号又は同法第70条の7の2第5項第6号(同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

- 3 「事由が生じた年月日」とは、
 - イ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ロ 「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ハ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ニ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ヘ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

- 4 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。